

公益社団法人日本地球惑星科学連合フェロー審査委員会規則

2013年10月11日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合フェロー制度規則に基づき、フェロー審査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 フェロー審査委員会は、理事会の要請に基づき、フェロー被推薦者の中からフェローを選考する。

(委員会の組織)

第3条 委員は役員及びセクションプレジデントを除く正会員の中から理事会の議を経て会長が委嘱する5名の委員により構成する。

2 委員長は、理事会の議を経て会長が指名する。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の採決するところによる。
3 前項の場合において、議長は委員として評決に加わることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、1年毎に半数を改選する。

(委員名の公表)

第6条 委員名は、当該年度の全委員が改選された時点でこれを公表する。

(委員の制約)

第7条 委員は、被推薦者および推薦者になることはできない。

(守秘義務)

第8条 委員は、被推薦者および推薦者に関する情報を委員会の外に出してはならない。

2 委員会は必要に応じて守秘義務を課した上で委員外の識者に意見を求めることができる。

附則

- (1) この規則は、2013年10月11日から施行する。
- (2) 第5条の定めにかかわらず、本規則で最初に専任される委員のうち2名は3年の任期とする。
- (3) 2014年8月23日 理事会改正
- (4) 2020年10月9日 理事会改正